

自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導の概要 —平成 24 年の監督指導の結果—

神奈川県労働局（局長 久保村日出男）と管下 12 労働基準監督署が平成 24 年に実施した自動車運転者（トラック、バス、タクシーなど）を使用する事業場に対して行った監督指導を以下のとおりとりまとめた。

自動車運転者は、依然として長時間労働の実態にあり、脳・心臓疾患の労災認定件数が最も多い職種でもあることから（別添 1 参照）、神奈川県労働局では、引き続き、自動車運転者を使用する事業場に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努め、問題があると考えられる事業場については監督指導を行うなど、自動車運転者の適正な労働条件の確保に取り組んでいくこととしている。

- 1 自動車運転者を使用する 225 事業場に監督指導を行った。そのうち、何らかの労働基準関係法令違反が認められたのは、170 事業場（全体の 75.6%）、改善基準告示※違反が認められたのは、116 事業場（全体の 51.6%）。
- 2 主な労働基準関係法令違反の内容は、多い順に ① 労働時間（55.5%） ② 割増賃金（31.1%） ③ 休日（6.7%）。
- 3 主な改善基準告示違反の内容は、多い順に ① 最大拘束時間（43.6%） ② 総拘束時間（36.0%） ③ 休息期間（24.0%） ④ 連続運転時間（15.1%） ⑤ 最大運転時間（6.2%）。

（※）自動車運転者の労働時間等の改善のための基準
（平成元年労働省告示第 7 号、別添 2 参照）

自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導の状況

- 1 平成 22 年以降において神奈川労働局と管下 12 労働基準監督署が自動車運転者を使用する事業場に対し監督指導を実施した事業場数及び違反事業場数は、次のとおりである。

※以下、表中の()内は違反率

区分		年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
トラック	監督実施事業場数		124	140	170
	労働基準関係法令違反事業場数		103 (83.1%)	107 (76.4%)	126 (74.1%)
	改善基準告示違反事業場数		75 (60.5%)	75 (53.6%)	94 (55.3%)
バス	監督実施事業場数		7	12	13
	労働基準関係法令違反事業場数		7 (100.0%)	10 (83.3%)	12 (92.3%)
	改善基準告示違反事業場数		3 (42.9%)	11 (91.7%)	9 (69.2%)
タクシー・ハイヤー	監督実施事業場数		22	17	19
	労働基準関係法令違反事業場数		17 (77.3%)	16 (94.1%)	16 (84.2%)
	改善基準告示違反事業場数		12.0 (54.5%)	11 (64.7%)	9 (47.4%)
その他	監督実施事業場数		11	8	23
	労働基準関係法令違反事業場数		8 (72.7%)	6 (75.0%)	16 (69.6%)
	改善基準告示違反事業場数		4 (36.4%)	2 (25.0%)	4 (17.4%)
合計	監督実施事業場数		164	177	225
	労働基準関係法令違反事業場数		135 (82.3%)	139 (78.5%)	170 (75.6%)
	改善基準告示違反事業場数		94 (57.3%)	99 (55.9%)	116 (51.6%)

2 ①平成 24 年における労働基準関係法令の主な違反内容は、次のとおりである。

区分	事項 監督実施 事業場数	労働基準関係法令 の違反事業場数	主要違反事項		
			労働時間	休日	割増賃金
トラック	170 (100.0%)	126 (74.1%)	97 (57.1%)	11 (6.5%)	55 (32.4%)
バス	13 (100.0%)	12 (92.3%)	11 (84.6%)	1 (7.7%)	4 (30.8%)
タクシー・ ハイヤー	19 (100.0%)	16 (84.2%)	9 (47.4%)	1 (5.3%)	4 (21.1%)
その他	23 (100.0%)	16 (69.6%)	8 (34.8%)	2 (8.7%)	7 (30.4%)
合計	225 (100.0%)	170 (75.6%)	125 (55.5%)	15 (6.7%)	70 (31.1%)

②平成 24 年における改善告示の主な違反内容は、次のとおりである。

区分	事項 監督実施 事業場数	改善告示違反 事業場数	改善基準告示違反事項					
			総拘束 時間	最大拘束 時間	休息期間	最大運転 時間	連続運転 時間	休日労働
トラック	170 (100.0%)	94 (55.3%)	71 (41.8%)	79 (46.5%)	46 (27.1%)	10 (5.9%)	27 (15.9%)	5 (2.9%)
バス	13 (100.0%)	9 (69.2%)	5 (38.5%)	8 (61.5%)	5 (38.5%)	3 (23.1%)	4 (30.8%)	1 (7.7%)
タクシー・ ハイヤー	19 (100.0%)	9 (47.4%)	3 (15.8%)	7 (36.8%)	1 (5.3%)	—	—	1 (5.3%)
その他	23 (100.0%)	4 (17.4%)	2 (8.7%)	4 (17.4%)	2 (8.7%)	1 (4.3%)	3 (13.0%)	0 (0.0%)
合計	225 (100.0%)	116 (51.6%)	81 (36.0%)	98 (43.6%)	54 (24.0%)	14 (6.2%)	34 (15.1%)	7 (3.1%)

神奈川労働局発表
平成25年6月21日

担当	神奈川労働局	労働基準部労災補償課
	課長	東尾 具紀
	労災監察官	安食 順子
	電話	045-211-7355

平成24年度 脳・心臓疾患及び精神障害の労災補償状況

- * 労災請求件数 脳・心臓疾患及び精神障害ともに減少
- * 支給決定件数 脳・心臓疾患では建設業、運輸業、郵便業、卸売業・小売業が同数で最多、精神障害事案では製造業が最多
 (業種別)

神奈川労働局長久保村日出男は平成24年度の脳・心臓疾患（「過労死」等事案）及び精神障害の労災補償状況を取りまとめましたので公表します。

<p>1 脳・心臓疾患の労災補償状況（別添資料1-1, 1-2, 1-3, 1-4のとおり。）</p> <p>(1) 請求件数は58件で、前年度比13件、18%の減少となっている。</p> <p>(2) 支給決定件数は23件で、前年度比7件、23%の減少となっている。</p> <p>(3) 業種別の支給決定件数は「運輸業、郵便業」が前年度に続き多く、同数で「建設業」、「卸売業・小売業」が並んでいる。</p> <p>(4) 職種別の支給決定件数は「輸送・機械運転従事者」が前年度に続き多く、同数で「専門的・技術的職業従事者」、「販売従事者」が並んでいる。</p> <p>(5) 年齢別の支給決定件数は、「50～59歳」が8件、次いで「40～49歳」が6件と両方で全体の6割を占めている。</p>
--

<p>2 精神障害の労災補償状況（別添資料2-1, 2-2, 2-3, 2-4のとおり。）</p> <p>(1) 請求件数は91件で、前年度比15件、14%の減少となっている。</p> <p>(2) 支給決定件数は46件で、前年度比12件、36%の増加となっている。</p> <p>(3) 業種別の支給決定件数は「製造業」が前年度に続きもっとも多く、次いで「運輸業、郵便業」、「医療・福祉」が同数で並んでいる。</p> <p>(4) 職種別の支給決定件数は「専門的・技術的職業従事者」が前年度に続き多く、同数で「生産工程従事者」、「サービス職業従事者」となっている。</p> <p>(5) 年齢別の支給決定件数は「30～39歳」が最多で、次いで「40～49歳」の順となっている。</p>

表1-1 脳・心臓疾患(「過労死」等事案)の労災補償状況

(件)

区分		年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
脳・心臓疾患	請求件数(全国)		889	767	802	898	842
	決定件数(全国)		797	709	696	718	741
	うち支給決定件数 (認定率)		377 (47.3%)	293 (41.3%)	285 (40.9%)	310 (43.2%)	338 (45.6%)
	請求件数(神奈川)		82	72	54	71	58
	決定件数(神奈川)		71	66	48	58	54
	うち支給決定件数 (認定率)		32 (45.1%)	30 (45.5%)	18 (37.5%)	30 (51.7%)	23 (42.6%)

- 注) 1 「過労死」等事案(8号事案(その他の業務に起因する疾病))の脳・心臓疾患について集計したものの。
 2 決定件数は、当該年度に請求されたものに限るものではない。
 3 支給決定件数は、決定件数のうち業務上として認定した件数である。

図1-1 脳・心臓疾患(「過労死」等事案)の労災請求・決定件数の推移(神奈川局)

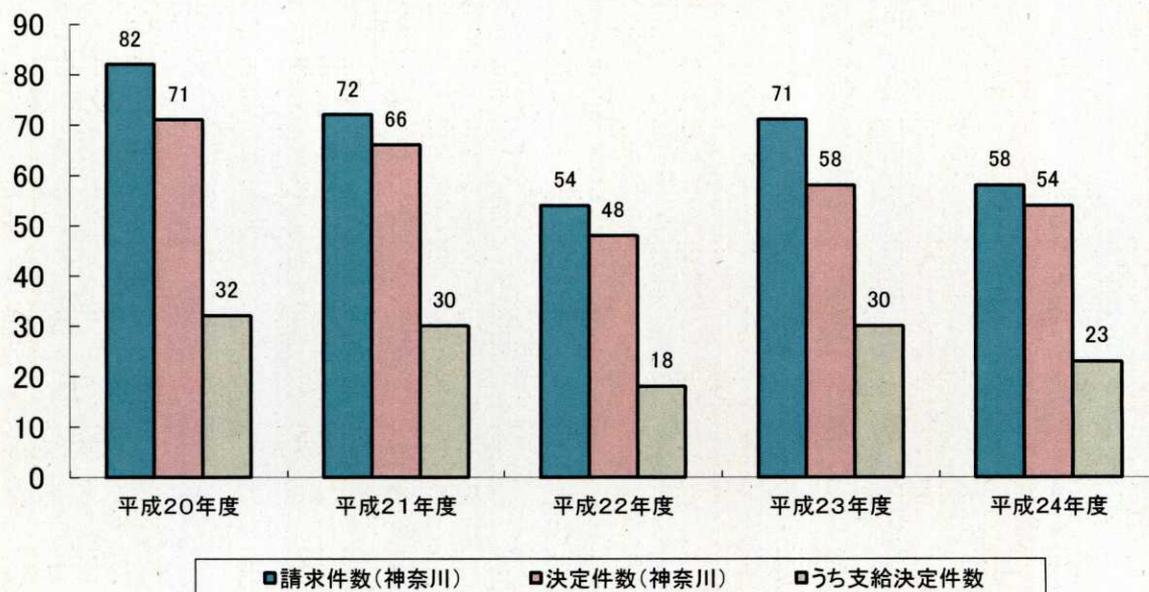


表1-2 業種別支給決定件数一覧(脳・心臓疾患)

(件)

業種	脳・心臓疾患(全国)		脳・心臓疾患(神奈川県)	
	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業	3	7	0	0
製造業	41	42	5	3
建設業	37	38	4	5
運輸業、郵便業	93	91	9	5
卸売業、小売業	48	49	5	5
金融業、保険業	3	1	0	0
教育、学習支援業	1	5	0	0
医療、福祉	10	11	2	0
情報通信業	5	15	0	2
宿泊業、飲食サービス業	26	24	2	2
その他の事業(上記以外の事業)	43	55	3	1
合計	310	338	30	23

注) 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。

図1-2 業種別支給決定件数構成比(脳・心臓疾患)

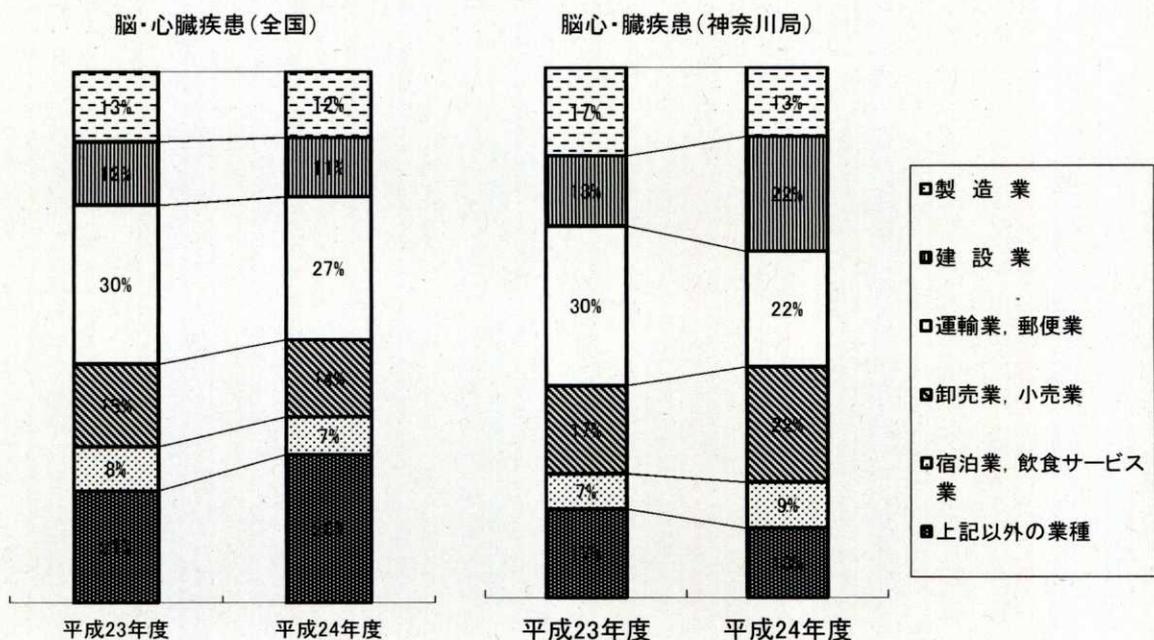


表1-3 職種別支給決定件数一覧(脳・心臓疾患)

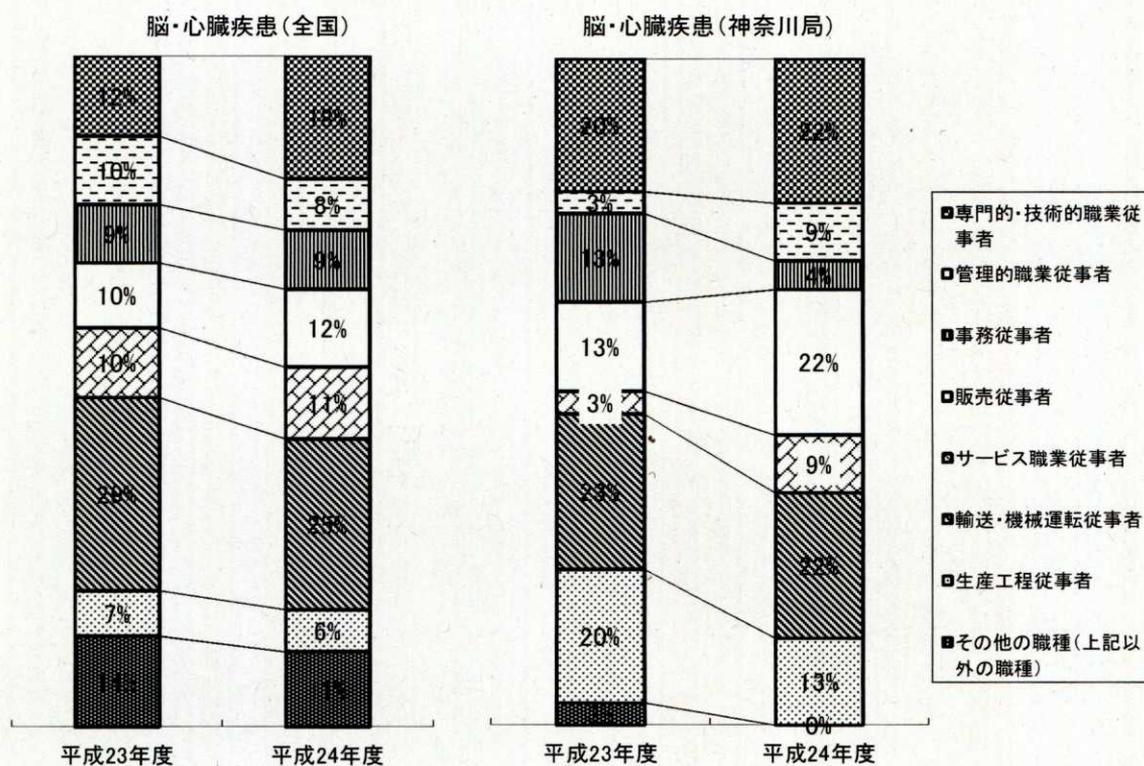
(件)

職種	脳・心臓疾患(全国)		脳・心臓疾患(神奈川)	
	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度
専門的・技術的職業従事者	37	62	6	5
管理的職業従事者	32	26	1	2
事務従事者	27	30	4	1
販売従事者	30	39	4	5
サービス職業従事者	32	36	1	2
輸送・機械運転従事者	89	86	7	5
生産工程従事者	21	21	6	3
その他の職種(上記以外の職種)	42	38	1	0
合計	310	338	30	23

注) 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

2 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業作業員などである。

図1-3 職種別支給決定件数構成比(脳・心臓疾患)



(資料1-4)

表1-4 年齢別支給決定件数一覧(脳・心臓疾患)

(件)

年齢	脳・心臓疾患(全国)		脳・心臓疾患(神奈川)	
	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度
29歳以下	7	9	1	0
30~39歳	29	56	1	5
40~49歳	95	113	9	6
50~59歳	119	118	14	8
60歳以上	60	42	5	4
合計	310	338	30	23

図1-4 年齢別支給決定件数構成比(脳・心臓疾患)

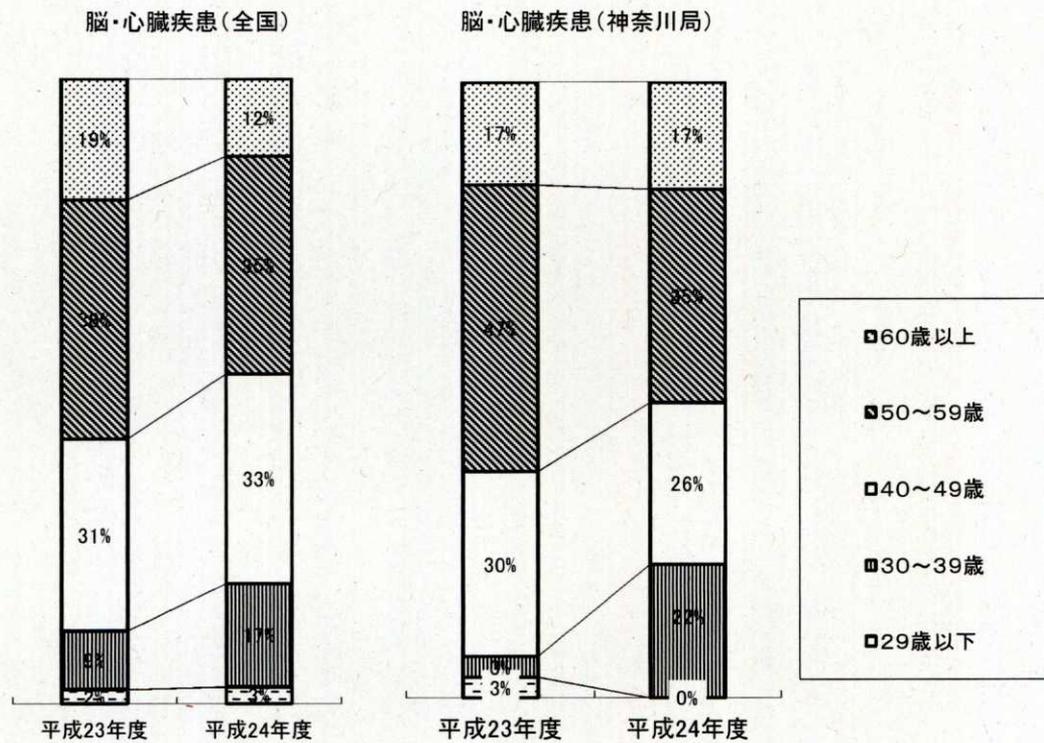


表2-1 精神障害等の労災補償状況

(件)

区分		年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
精神障害等	請求件数(全国)		927	1136	1181	1272	1257
	決定件数(全国)		862	852	1061	1074	1217
	うち支給決定件数 (認定率)		269 (31.2%)	234 (27.5%)	308 (29.0%)	325 (30.3%)	475 (39.0%)
うち自殺 (未遂含む)	請求件数(全国)		148	157	171	202	169
	決定件数(全国)		161	140	170	176	203
	うち支給決定件数 (認定率)		66 (41.0%)	63 (45.0%)	65 (38.2%)	66 (37.5%)	93 (45.8%)
精神障害等	請求件数(神奈川)		76	94	101	106	91
	決定件数(神奈川)		70	74	82	101	97
	うち支給決定件数 (認定率)		18 (25.7%)	15 (20.3%)	19 (23.2%)	34 (33.7%)	46 (47.4%)
うち自殺 (未遂含む)	請求件数(神奈川)		9	10	5	10	12
	決定件数(神奈川)		8	9	10	8	11
	うち支給決定件数 (認定率)		1 (12.5%)	1 (11.1%)	2 (20.0%)	4 (50.0%)	4 (36.4%)

注) 1 精神障害等事案(9号事案(その他の業務に起因する疾病))について集計したもの。

2 決定件数は、当該年度に請求されたものに限るものではない。

3 支給決定件数は、決定件数のうち業務上として認定した件数である。

図2-1 精神障害等の労災請求・決定件数の推移(神奈川局)

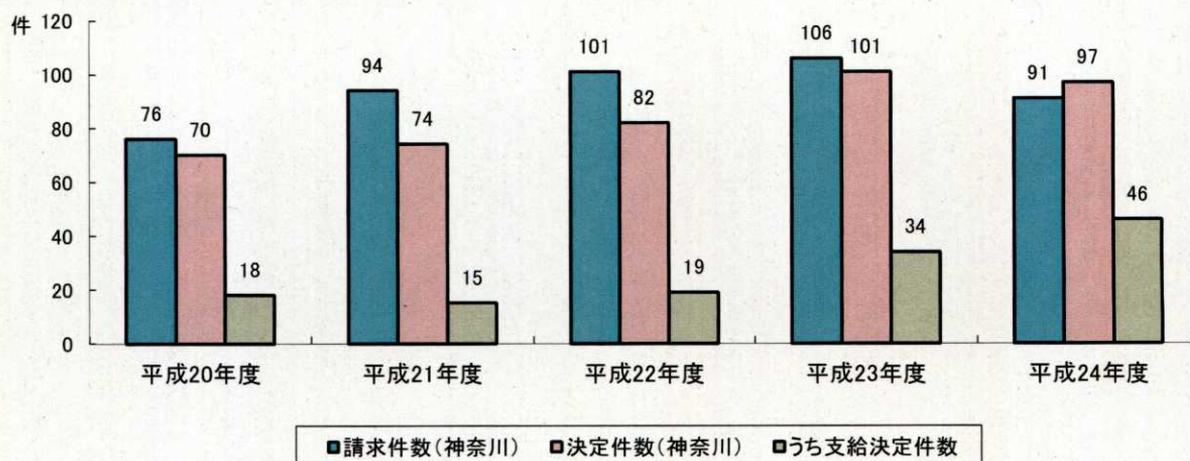


表2-2 業種別支給決定件数一覧(精神障害等)

(件)

業種	精神障害等(全国)		精神障害等(神奈川県)	
	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業	5	7	0	0
製造業	59	93	10	10
建設業	35	22	4	4
運輸業、郵便業	27	52	6	8
卸売業、小売業	41	66	2	6
金融業、保険業	8	12	0	0
教育、学習支援業	11	13	2	0
医療、福祉	39	52	5	8
情報通信業	13	35	0	2
宿泊業、飲食サービス業	25	30	2	3
その他の事業(上記以外の事業)	62	93	3	5
合計	325	475	34	46

注) 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。

図2-2 業種別支給決定件数一覧(精神障害等)

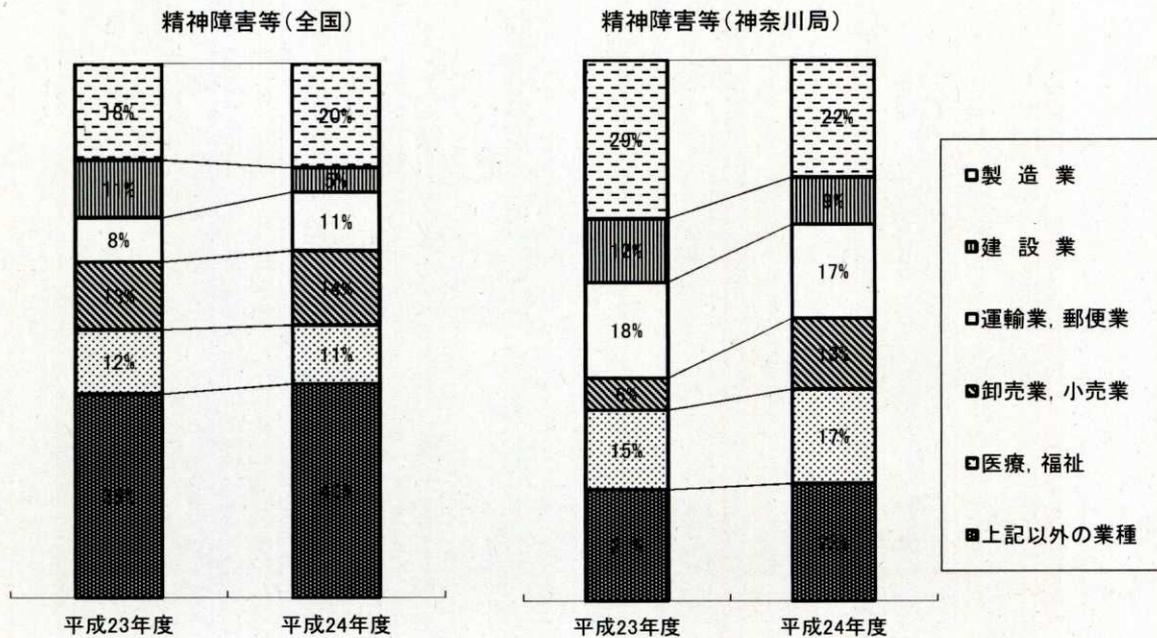


表2-3 職種別支給決定件数一覧(精神障害等)

(件)

職種	精神障害等(全国)		精神障害等(神奈川県)	
	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度
専門的・技術的職業従事者	78	117	11	9
管理的職業従事者	21	26	2	1
事務従事者	59	101	5	6
販売従事者	40	54	4	5
サービス職業従事者	38	57	2	9
輸送・機械運転従事者	18	33	3	7
生産工程従事者	35	56	7	9
その他の職種(上記以外の職種)	36	31	0	0
合計	325	475	34	46

注) 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

2 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業作業者などである。

図2-3 職種別支給決定件数一覧(精神障害等)

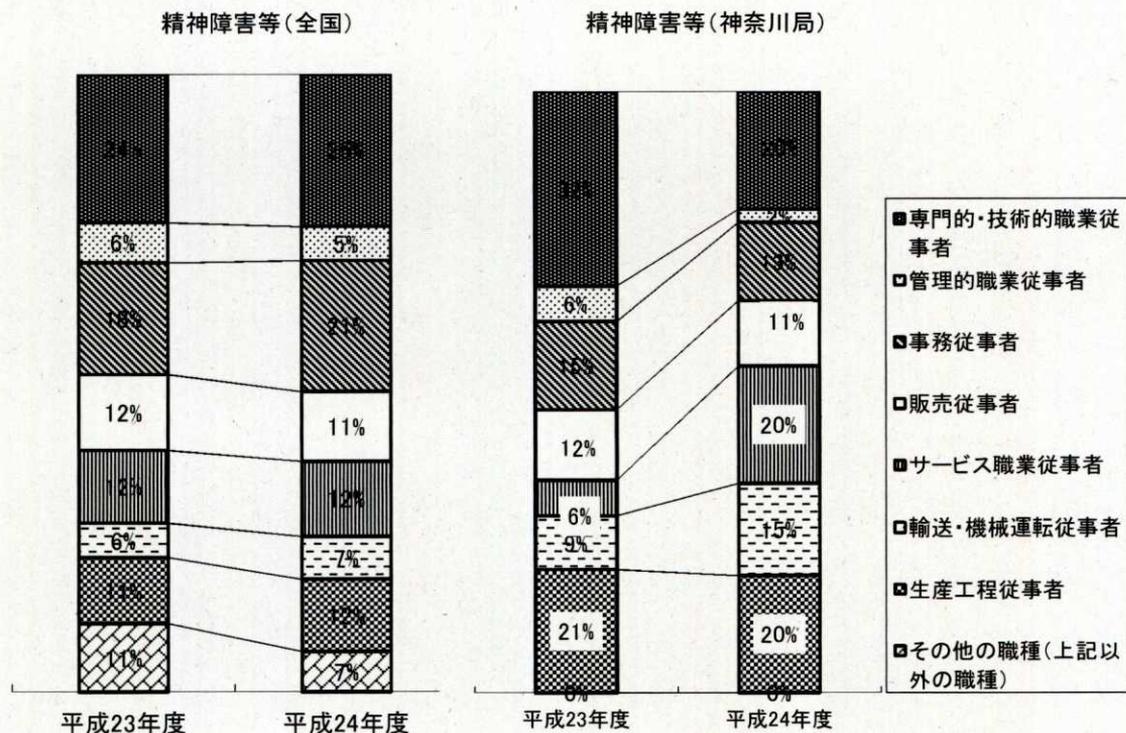
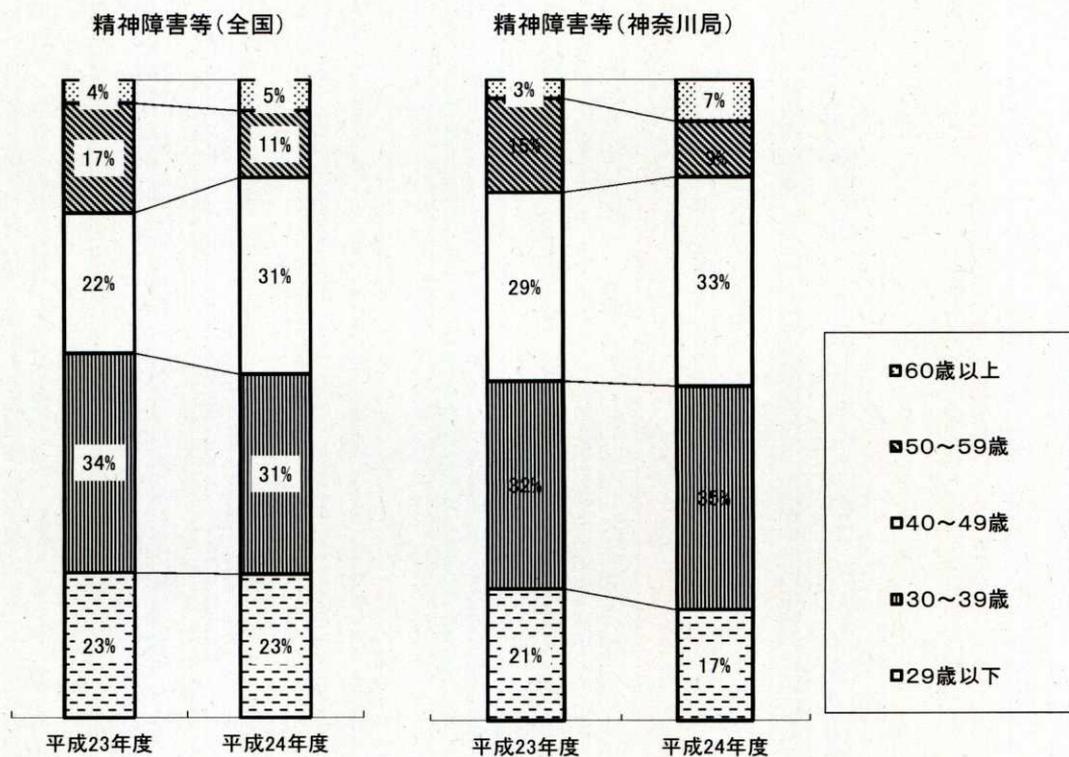


表2-4 年齢別支給決定件数一覧(精神障害等)

(件)

年齢	精神障害等(全国)		精神障害等(神奈川)	
	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度
29歳以下	74	107	7	8
30~39歳	112	149	11	16
40~49歳	71	146	10	15
50~59歳	56	50	5	4
60歳以上	12	23	1	3
合計	325	475	34	46

図2-4 年齢別支給決定件数構成比(精神障害等)

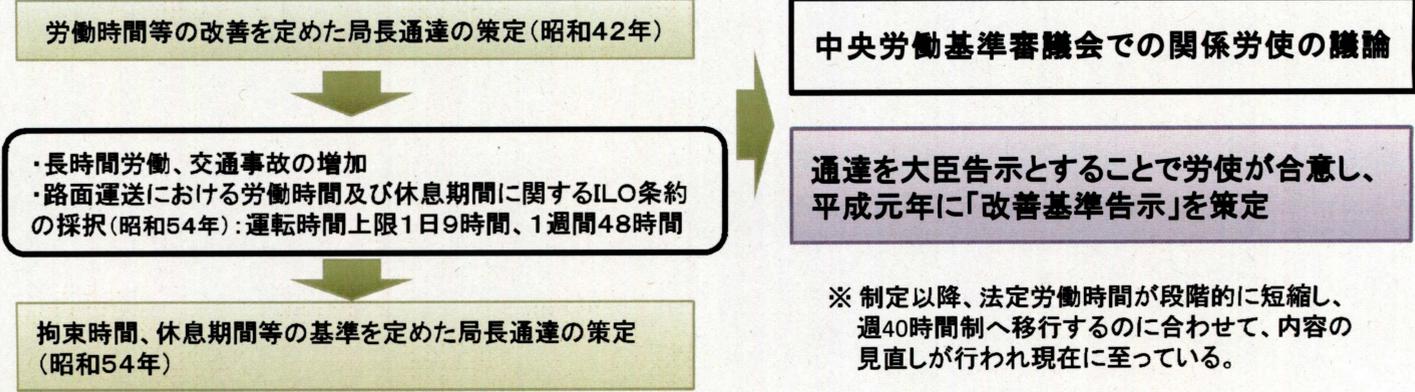


「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」について

趣 旨

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)は、バス、トラック、タクシーなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性から、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間(始業時刻から終業時刻までの時間(休憩時間を含む。))、休息期間(勤務と次の勤務の間の自由な時間)、運転時間等の基準を、平成元年に、大臣告示として制定。

制定の経緯



内 容

- 拘束時間【始業時刻から終業時刻までの時間(休憩時間を含む。)】
 - 総拘束時間
 - トラック…………… 原則 1か月 293時間
 - バ ス…………… 原則 4週間平均で1週間 65時間
 - タクシー…………… 原則 1か月 299時間
 - 最大拘束時間
 - トラック、バス、タクシー: 原則 1日 16時間
(ただし、1日の原則的な拘束時間は13時間)
 - 休息期間【勤務と次の勤務の間の自由な時間】
 - トラック、バス、タクシー: 原則 継続8時間以上
 - 最大運転時間
 - トラック: 原則 2日平均で1日9時間、2週間平均で1週間44時間
 - バ ス: 原則 2日平均で1日9時間、4週間平均で1週間40時間
 - 連続運転時間
 - トラック、バス: 4時間以内

運転の中断には、運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に、1回連続10分以上かつ合計30分以上の運転をしない時間が必要。
 - 休日労働
 - トラック、タクシー…………… 2週間に1回以内、
かつ、1か月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内
 - バ ス…………… 2週間に1回以内、
かつ、4週間の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内
- ※ その他、拘束時間の例外や分割休息期間、2人乗務、隔日勤務、フェリー乗船などの場合の特例有り。